

英離脱協議はデッドロック継続

～議会は再び代替案を全て拒否～

第一生命経済研究所 調査研究本部 経済調査部
 主席エコノミスト 田中 理 (TEL:03-5221-4527)

◇ 1日に行われた二度目の離脱代替案の採決でも過半数に届く案は現れなかった。3日に三度目の代替案の採決を行い、議会の意見集約を目指す。過半数を上回る代替案が現れても、メイ首相は保守党分裂や政権崩壊につながる穏健離脱の受け入れを拒否する公算が大きい。議会主導の穏健離脱を恐れる強硬離脱派議員や早期の解散・総選挙を回避したい議員の説得を続け、週内にも四度目の合意受け入れの採決を目指す可能性がある。議会主導の穏健離脱と政府主導の合意案の間で決着がつかなければ、解散・総選挙で膠着打開を目指す以外に道はなくなる。

1日に英議会で行われた2度目の代替案の示唆的採決 (indicative vote) は、再び何れの案も過半数に届かなかった。3月29日に行われた三度目の合意受け入れの採決 (meaningful vote) が否決され、4月12日までに意見集約できなければ、合意なき離脱のリスクが高まる。前回 (3月27日) の8案から4案に絞り込んだが、関税同盟残留案が賛成273・反対276の3票差 (前回は265対271の6票差)、単一市場と一時的な関税同盟 (単一市場2.0) 案が賛成261・反対282の21票差 (前回は189対283の94票差)、合意内容を国民投票にかける案が賛成280・反対292の12票差 (前回は268対295の27票差)、議会の意見集約や再延長ができない場合に離脱を撤回する案が賛成191・反対292の101票差 (前回は184対293の109票差) で否決された。3日に三度目の代替案の審議時間を確保しており、議会の意見集約を目指す。再び過半数を上回る代替案がなかったことを受け、政府は四度目の合意受け入れの採決を目指す可能性が高い。議会主導の穏健な代替案と政府主導の合意案との最後の戦いが始まる。

3票差に迫った関税同盟案が3日の採決で過半数を上回る可能性がある。ただ、示唆的採決に法的拘束力はなく、政府はその受け入れを拒否する可能性が高い。10閣僚を含む170人の保守党議員が最近、穏健な離脱案を受け入れる位であれば、合意なき離脱を選択すべきとの書簡をメイ首相宛に送ったとされる。政府が穏健離脱案を受け入れれば、離脱派閣僚の大量辞任や政権崩壊の恐れが高まる。まずは四度目の合意受け入れ採決を目指し、その試みが失敗に終わった場合、議会の解散・総選挙で膠着打開を目指すことが予想される。

今のところ四度目の採決に向けた説得工作に進展の兆しはみられない。1日の投票で過半数を上回る代替案が現れば、議会主導で穏健離脱に傾くことを嫌がり、残り34名の保守党内の反対者の一部が政府案の支持に回る可能性もあった。だが、投票が中途半端な結果に終わったことで、強硬離脱派に対する十分な説得材料にならない模様だ。他方、政府案も代替案も過半数に届かず、このまま4月12日を迎えば合意なき離脱となるリスクが高まることは、これまで政府案に反対してきた保守党内の親EU派や野党の穏健離脱議員の説得につながる可能性もある。また、議会の行き詰まりが続くなか、早期選挙を望まない議員 (例えばブレグジットを巡る議員の投票と選挙区の有権

者の多数意見が食い違う場合がこれに当たる) が政府案の支持に回る可能性もある。

今後のスケジュールを確認しておくとして、政府は2日の閣議で今後の方針を協議する。3日は定例の首相答弁があり、野党勢は代替案の受け入れを迫り、政府は四度目の採決実施を目指す方針を発表することが予想される。同日には三度目の示唆的採決が予定され、関税同盟案を中心に今度は過半数の支持が得られる可能性がある。4日は死去した労働党議員の補欠選挙があり、解散・総選挙を睨んだ有権者の投票行動に注目が集まる。早ければ4日や5日に四度目の合意受け入れ採決が行われる可能性がある。新たな離脱協議期限が迫るなか、議会は単に代替案の審議時間を確保するのではなく、より直接的に政府の行動を縛る手段に出るとみられる。3日の示唆的採決と同時に、5日や8日に代替案の協議を開始する内容の法律の審議時間を確保する動議を提出する可能性がある。10日に緊急欧州首脳会議が予定され、英国はそれ以前に今後の方針をまとめ、協議期限の再延長を要請するかを決断する。12日までに再延長の決定や離脱撤回がなければ、合意なき離脱となる。

以上

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所調査研究本部経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命保険ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。